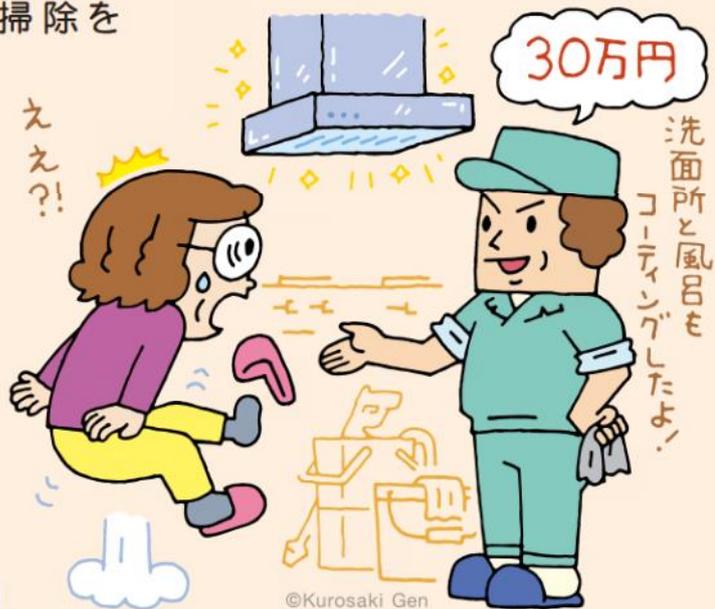


見守り
新鮮情報

低価格で誘う 換気扇やエアコン クリーニングの 電話勧誘

自宅に電話があり「お試し
価格の3千円で、換気扇やエ
アコンのクリーニングができる」
と勧誘され、換気扇の掃除を
依頼した。業者が来訪し
換気扇を掃除した後、
汚れが付きにくくなる
からと、コーティングを
強く勧められ、断れ
ずに承諾した。すると、
風呂場や洗面所の
換気扇もコーティングされ
て約30万円も請求
された。高額だと思う。

(80歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



見守るくん

安易に訪問を
承諾しないで

- 低価格と勧誘されても、電話の説明だけでは詳しい内容は分かりません。安易に訪問を承諾せず、いったん切って、周りに相談するなどしてから判断しましょう。
- 電話勧誘トラブルの防止には、通話録音装置や迷惑電話対策機能が付いた電話機を使用することも有効です。
- 作業を依頼した場合、作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時は、なるべく家族などに同席してもらいましょう。
- クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第450号 (2023年5月16日) 発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 829-1234 または 消費者ホットライン 188

時間 10時~17時 (土日祝も可 月曜定休)